

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 初診料（歯科）の注 1 に掲げる基準
- 歯科外来診療医療安全対策加算 1
- 歯科外来診療感染対策加算 1
- 歯科訪問診療料の注 13 に規定する基準
- 有床義歯咀嚼機能検査 1 のロ及び咀嚼能力検査
- CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 金属床による総義歯の提供

（金属総義歯）第 914 号 徴収開始年月日：平成 29 年 1 月 1 日

金属	その他金属	上顎	下顎
03:コバルト		100,000	100,000

- う蝕に罹患している患者の指導管理

（う蝕管理）第 283 号 徴収開始年月日：平成 29 年 1 月 1 日

継続管理種類	価格
01:フッ化物局所	1,000
02:小窩裂溝填塞	500

（2025 年 2 月 3 日時点）

届出内容補足

■医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認について下記の整備を行っております。

◇オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）を行う体制を有しています。

◇薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

上記体制の整備に伴いまして、健康保険法の診療報酬算定に基づき、「医療情報取得加算」を算定しています。